	算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。 ［２　略］
［略］	
電力設備（交流無停電電源装置）	１　設備量の算定 ⑴　交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Ｖを要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100Ｖ所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100Ｖ所要容量とする。 ⑵　交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流200Ｖを要する設備（監視設備（総合監視））の交流200Ｖ所要電流の合計に３の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200Ｖ所要容量とする。 ［⑶　略］ ［２　略］
［略］	
電力設備（小規模局用電源装置）	１　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置１台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。 ２　ＲＴ－ＢＯＸに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用最大規格）１台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加える。 ３　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 ［式略］

	算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条kmおよびインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。 ［２　同左］
［同左］	
電力設備（交流無停電電源装置）	１　設備量の算定 ⑴　交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100ボルトを要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100ボルト所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1キロボルトを乗じたものを、当該局の交流100ボルト所要容量とする。 ⑵　交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流200ボルトを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200ボルト所要電流の合計に３の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2キロボルトを乗じたものを、当該局の交流200ボルト所要容量とする。 ［⑶　同左］ ［２　同左］
［同左］	
電力設備（小規模局用電源装置）	１　設備量の算定 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置１台当たりの最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。 ［新設］ ２　投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 ［式同左］